

○熊本県警察交番・駐在所相談員運用要綱の制定について(通達)

平成20年5月1日
熊地第314号

交番・駐在所相談員については、これまで「交番・駐在所相談員運用要綱の制定について(通達)」(平成13年10月19日付け熊地第2041号)に基づき運用してきたところであるが、この度、交番相談員の行う活動として、物件事務報告書の作成補助及び通学路等における子どもの見守り活動を追加したことに伴い、別添のとおり「熊本県警察交番・駐在所相談員運用要綱」を定め、平成20年5月1日から施行することとしたので、その運用について誤りのないようにされたい。

なお、前記通達は、本通達の施行をもって廃止する。

別添

熊本県警察交番・駐在所相談員運用要綱

第1 趣旨

この要綱は、交番相談員及び駐在所相談員（以下「交番等相談員」という。）の運用を適正に行うために必要な事項を定めるものとする。

第2 責務

交番等相談員は、地域住民の多様な意見及び要望に迅速かつ的確に対応するため、自らの知識、経験等をいかして、地域警察活動のうち、住民に奉仕する活動等の協力又は援助を行い、もって地域における住民の安全で平穏な生活の確保に資することを責務とする。

第3 活動の範囲

交番等相談員は、主として次に掲げる活動を行う。

- (1) 住民の相談、意見、要望等の聴取及び住民に対する助言
- (2) 犯罪の予防、災害事故の防止その他住民の安全で平穏な生活を確保するために必要と認められる事項についての指導、連絡及び広報活動
- (3) 遺失届及び拾得物件の受理等
- (4) 被害届の代書及び預かり
- (5) 物件事務報告書の作成補助
- (6) 事件、事故等の届出に対する警察官への連絡
- (7) 地理案内
- (8) 防犯連絡所等のボランティアに対する連絡及びこれらとの連携に係る活動
- (9) 交番・駐在所連絡協議会の運営に関する活動
- (10) 通学路等における子どもの見守り等
- (11) その他上記に類する活動で、生活安全部長が必要と認めるもの

第4 勤務要領

1 勤務日及び勤務時間

- (1) 交番等相談員の勤務日数は月 20 日以内とし、勤務時間は週 29 時間以内かつ 1 日 6 時間以内とする。
- (2) 警察署長（以下「署長」という。）は、所管区域内の実態、交番等勤務員の勤務計画等を考慮した上で、交番等相談員の勤務日及び勤務時間を割り振るものとする。

2 勤務場所

交番等相談員は、原則として署長が指定した交番及び駐在所（以下「指定交番等」という。）において勤務するものとする。ただし、署長が必要と認めるときは、指定交番等以外の交番及び駐在所において活動を行わせることができる。

3 制服等

(1) 交番等相談員は、勤務するときは、別に定めるところにより制服を着用するとともに、交番相談員標章（別図1）又は駐在所相談員標章（別図2）を着装し、及び交番相談員証（別図3）又は駐在所相談員証（別図4）を携帯しなければならない。

(2) 交番等相談員は、貸与された制服、交番相談員標章又は駐在所相談員標章及び交番相談員証又は駐在所相談員証の保管・管理を徹底し、盗難、紛失等の防止に配慮しなければならない。

4 出勤時及び勤務終了時の措置

(1) 交番等相談員は、指定交番等に直接出勤し、配置先警察署の地域課長又は地域・交通課長（以下「地域幹部」という。）にその旨報告して必要な指示を受けるものとする。

(2) 交番等相談員は、勤務終了後、取扱事項その他必要事項を確実に指定交番等の警察官に引き継ぐとともに、地域幹部にその旨報告するものとする。

5 勤務日誌

交番等相談員は、勤務日の取扱事項及び活動状況を交番・駐在所相談員勤務日誌（別記様式第1号）に記載し、地域幹部を経由して署長に報告しなければならない。

第5 交番等相談員の活動要領

1 警察安全相談の受理等

警察安全相談は、別に定めるところにより適正に受理し、及び処理するものとする。ただし、相談内容が警察職員の職務執行に関する苦情又は公益通報者保護法（平成16年法律第122号）に基づく労働者による公益通報に該当する場合は、速やかに地域幹部に引き継ぐものとする。

2 遺失届及び拾得物件の受理等

遺失届及び拾得物件の受理は、次により行うものとする。

ア 遺失届及び拾得物件は、熊本県警察における遺失物等の取扱いに関する訓令（平成19年熊本県警察本部訓令第22号）その他関係規程に基づき、適切に受理し、及び処理すること。

イ 取り扱った拾得物件については、書類作成その他所要の措置を行うとともに、当該物件、作成した書類等の保管・管理を徹底し、勤務終了時まで確実に指定交番等の警察官に引き継ぐこと。

ウ 遺失届及び拾得物件の処理については、交番・駐在所相談員勤務日誌に確実に記載し、引き継いだ警察官の押印を受けてその処理経過を明らかにしておくこと。

3 事件、事故等の届出に対する対応

交番等相談員は、事件、事故等の届出があったときは、速やかにその内容を警察官に連絡し、その処理を依頼しなければならない。ただし、交番等相談員は、4及び5に定めるところに従い、警察官による事件、事故等の処理を一部補助することができる。

4 被害届の代書及び預かり

(1) 交番等相談員による被害届の代書及び預かりは、自転車盗及びオートバイ盗に限って行うことができる。ただし、次に掲げる場合は、行わないものとする。

ア 指定交番等に警察官が在所し、警察官が被害届を受理できるとき。

イ 被害者からの事情聴取等の捜査活動を行うため、警察官が早期に被害者と接触する必要があるとき。

ウ 既に被疑者が判明しているとき。

(2) 被害届を代書するに当たっては、次の点に注意するものとする。

ア 被害届は、まず被害者本人に作成するよう求めるものとし、それでも代書を希望する場合に交番等相談員が代書すること。

イ 捜査権限を有していない交番等相談員による代書であることを被害者に理解させること。

ウ 代書を行う際には、あらかじめ地域幹部に届出人の住所、氏名等を報告し、必要な指示を受けること。

エ 代書に当たっては、被害者が述べるところを記載するにとどめ、内容を明確にしようとするあまり、必要な範囲を超えて実質的な取調べや供述録取書の作成にわたることのないようにすること。

オ 被害届の書面上、交番等相談員が代書したことを明らかにすること。

カ 代書後は、交番・駐在所相談員勤務日誌に活動内容として確実に記載し、引き継いだ警察官の押印を受け、処理経過を明らかにしておくこと。

(3) 被害届を預かるに当たっては、次の点に注意するものとする。

ア 被害者に対し、捜査機関による受理ではなく、単なる「預かり」であることを理解させること。

イ 被害届を預かった場合は、速やかに指定交番等の警察官に引き継ぐこと。

5 物件事故報告書の作成補助

(1) 警察官は、物件事故の届出を受けた場合において、事故当事者に対する事情聴取及び事実確認を行い、次のいずれにも該当するときは、交番等相談員に物件事故報告書の作成を補助させることができる。

ア 現場見分を省略できる事案であること。

イ 「違反なし」の処理区分に該当すること。

(2) 交番等相談員は、警察官の指示を受け、警察官が聴取した内容に基づいて物件事故報告書に必要事項を記入するものとする。

(3) 交番等相談員は、物件事故報告書に記入した後、同報告書の右下欄外に「作成補助者 交番等相談員」と記した上で、署名押印するものとする。

(4) 警察官は、物件事故報告書が正しく作成されていることを確認した上で、作成者欄に署名押印するものとする。

(5) 交番等相談員は、指定交番等に物件事故の届出があった場合で、指定交番等に警察官が不在のときは、近くの警察署、交番若しくは駐在所に出頭するよう教示し、又は指定交番等に警察官を呼び戻して、警察官に引き継ぐものとする。この場合において、指定交番等に警察官を呼び戻したときは、当該警察官は(1)から(4)までに定めるところにより、交番等相談員に物件事故報告書の作成を補助させることができる。

第6 運用上の留意事項

署長は、次の事項に留意して交番等相談員の適正な運用に努めるものとする。

(1) 言語態度に注意して適切な市民応接に努めさせること。

(2) 警察関係者を名をのる来訪者に対しては、警察手帳その他の身分を証明するものによる身分確認を行った上で、用件に応じさせること。

(3) 交番等相談員に、受傷事故防止に必要な事項を指導すること。

(4) 地域幹部の巡回指導により、交番等相談員の活動実態を適切に把握すること。

(5) 交番等相談員の活動が効率的かつ適正に機能するよう活動内容、勤務要領、勤務に必要な所管区域内の実態等について所要の指導教養を行うこと。

(6) 通学路等における子どもの見守り等、交番等相談員を指定交番等以外の場所において活動させることができるのは、交番等相談員が同一の指定交番等

に2人以上勤務している場合であって、かつ、交番等相談員のうち少なくとも1人が指定交番等に残り、地域住民等来訪者に対応できることに限ること。

第7 報告

- 1 署長は、交番等相談員の活動状況について、交番・駐在所相談員活動月報（別記様式第2号）により翌月7日までに、警察本部地域課長を経由し、警察本部長に報告しなければならない。
- 2 署長は、交番等相談員の効果的な活動事例については、その都度、交番・駐在所相談員活動報告（別記様式第3号）により警察本部地域課長を経由し、警察本部長に報告するものとする。

※ 別図及び別記様式(略)